

この度は、「回数別既出問題集 106 回薬剤師国家試験〔改訂版〕」をご購入いただき、誠に有難うございます。
本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 回数別既出問題集 106 回薬剤師国家試験〔改訂版〕 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P218 問178 解説 10 行目	準安定形結晶と安定形結晶の溶解度を… …	<u>安定形結晶と準安定形結晶の溶解度を…</u> …
P218 問 178 解説 12-13 行目	準安定形: $\log S_{\text{I}}$ …… 安定形: $\log S_{\text{II}}$ ……	<u>安定形:$\log S_{\text{I}}$ ……</u> <u>準安定形:$\log S_{\text{II}}$ ……</u>
P252 問 203 解説 3 行目	……である。	……である。 <u>なお、出題時には、ニュープロパッチにはアルミニウムを含む支持体が使われていたが、現在は、アルミニウムは除かれているため、本注意事項は削除されている。</u>
P265 問 210 解説 4	……、凝固作用を減弱させる。	……、 <u>抗凝固作用を減弱させる。</u>

下記は 2023 年 2 月の「医薬品の投与に関連する避妊の必要性等に関するガイダンスについて」の発出に伴う追補訂正となります。

	訂正前	訂正後
P399 問 313 解説 3	……タモキシフェンの場合、薬が体内から出るまでには、約 2 ヶ月かかるという報告がある。このため、タモキシフェンの投与終了後は、少なくとも 2 ヶ月以上は妊娠を避けることが望ましい。	……タモキシフェンの場合、 <u>投与終了後 9 ヶ月間は妊娠を避けることが望ましい。</u>

下記は 2024 年 4 月 1 日から食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことに伴う追補訂正となります。

	訂正前	訂正後
P185 問 148 選択肢 1 と解説 1 と解説 5	……薬事・ <u>食品衛生</u> 審議会……	……薬事審議会……

下記は 2024 年 12 月 12 日に大麻取締法が大麻草の栽培の規制に関する法律に改正されたことに伴う追補訂正となります。

	訂正前	訂正後
P82 問 77 解説 5	大麻は、大麻研究者が厚生労働大臣の許可を受けて行う場合を除き、何人も輸入し、又は輸出してはならない。	大麻は、大麻研究者が厚生労働大臣の許可を受けて行う場合を除き、何人も輸入し、又は輸出してはならない。 <u>なお、2024 年 12 月の改正により大麻(大麻草及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。))は麻薬及び向精神薬取締法で規制される麻薬に該当することとなり、輸出についても麻薬の規定を準用することとなった。</u>

下記は、2024 年 10 月のヘルシンキ宣言 ヘルシンキ改訂の和訳に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P76 問 71 関連問題 問 2	リスボン宣言は、人を対象とする医学系研究の倫理的原則である。	リスボン宣言は、人間の参加者を含む医学系研究のための倫理的原則である。

下記は、2026 年 4 月 10 日に第十九改正日本薬局方が告示・施行されたことに伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P131 問 108 解説 3	……。サンシシはアカネ科植物クチナシの果実を用いる……	……。サンシシはアカネ科植物クチナシの偽果を用いる……

下記は、2026 年 4 月の食品表示基準改正に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P167 問 130 選択肢 5	……となる 7 品目を特定原材料……	……となる 9 品目を特定原材料……
P167 問 130 解説 5	……規定される。そば、落花生は、食物アレルギーの症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なものとして、卵、乳、小麦、えび、かには発生件数が多いものとして、この 7 品目を特定原材料と定め……	……規定される。食物アレルギーの発症数が多い、あるいは症状が重篤となる 9 品目(そば、落花生、卵、乳、小麦、えび、かに、くるみ、カシューナッツ)を特定原材料と定め……

下記は、2026 年 5 月～6 月の医薬品医療機器等法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P181 問 144 解説 2	……希少疾病用医薬品等では最長 10 年間とされている。	……希少疾病用医薬品等では原則 10 年間とされている。
P187 問 150	医療保険制度上、後発医薬品の…… 2 薬剤師に対し、患者へ後発医薬品に関する……患者が後発医薬品について…… 4 後発医薬品の……	医療保険制度上、後発医薬品又はバイオ後続品の…… 2 薬剤師に対し、患者へ後発医薬品又はバイオ後続品に関する……患者が後発医薬品又はバイオ後続品について…… 4 バイオ後続品の……
P187 問 150 解説	2 ……後発医薬品への……後発医薬品に関する…… 4 保険薬局における後発医薬品の調剤数量実績に対する調剤報酬として、後発医薬品調剤体制加算がある。後発医薬品調剤体制加算は、直近 3 ヶ月における後発医薬品の調剤数量割合に応じて、調剤基本料に加算されるものである。	2 ……後発医薬品又はバイオ後続品への……後発医薬品又はバイオ後続品に関する…… 4 保険薬局におけるバイオ後続品の使用促進に関する調剤報酬として、2026 年(令和 8 年)の改定でバイオ後続品調剤体制加算が設けられた。

下記は、2026 年 10 月 1 日に「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に名称変更することに伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P84 問 79 解説 4	……(社会保険診療報酬支払基金又は ……	……(医療情報基盤・診療報酬審査支 払機構又は……